明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○消費者安全法第四十六条第二項の規定により都道府県知事又は消費生活センターを置く市町村の長が行うこととする事務の範囲及びその事務を行う者を定める告示の一部を改正する件（**消費者庁**二）　一

○道路に関する件（**北陸地方整備局**七）

○道路に関する件
（**九州地方整備局**二五）　二

〔**官庁報告**〕

官庁事項
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について（金融庁）　二

〔**公　告**〕

諸事項

官庁
基本測量関係事項関係　八

裁判所
破産、免責、再生関係　二

特殊法人等
公認会計士等の登録及び登録抹消、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　吾〇

地方公共団体
解散命令、教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　吾二

会社その他
会社決算公告　吾三　吾四